

「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での  
安全性についての法整備に関する提言」

フォローアップに係る関係省庁ヒアリング質問事項

平成 23 年 8 月 12 日  
消費者委員会

窒息事故に関連するこんにゃく入りゼリー等の改善のための取組について

- 1 消費者庁は、こんにゃく入りゼリーとそれに類する食品に起因する窒息事故のリスクを低減するために、「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会報告書」(平成 22 年 12 月 22 日)において、参照指標を提示し、参照指標に基づき、関係団体及び事業者への周知・製品の改善要請等の取組を行ってきたところと聞いているが、改善要請に対する関係者の取組状況をどのように評価しているのか。(消費者庁)
- 2 こんにゃく入りゼリー事故に関連して食品安全委員会にリスク評価を依頼(平成 21 年 4 月 27 日)するにあたり、消費者庁は、どのような準備作業を行ったか。また、その準備作業が十分であったかについて、消費者庁として検証を行っているか。(消費者庁)

(参考)

コーデックス委員会の考え方等を参考にすると、リスク管理機関は、リスク評価の依頼に先行し、少なくとも、以下のような初期作業が必要としている。

- ・ 食品安全問題(食品リスクの把握、リスク程度の認識、リスクの因子となるハザードの特定等)を設定。
- ・ リスクプロファイルの作成
- ・ リスク評価を必要とする十分な理由づけの検討
- ・ リスク評価方針の策定

こんにゃく入りゼリー等に関連する窒息事故の発生又は拡大の防止の実効性を確保する観点から、できる限り広範に対応することのできる法整備に向けた検討を進めるべき。

- 3 第 29 回消費者委員会(平成 22 年 7 月 9 日)において、厚生労働省は、「物

性・形状に起因する窒息事故については衛生上の危害ではなく、食品衛生法の規制の対象にならない」との回答であったが、食品安全基本法第 10 条によって「政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため、法制上・・その他の措置を講ずるべき」と定められていることから、それを受けて、食品衛生法においても、こんにゃく入りゼリーに関連する窒息リスクを検討する余地があるのではないか。(厚生労働省)

4 第 29 回消費者委員会において、厚生労働省は、食品衛生法第 11 条に基づく食品の規格基準の策定は、技術的に困難との旨、回答している。具体的に、どのような技術的困難か確認したい。(厚生労働省)

5 ( 1 )

平成 22 年 10 月、コンニャクイモ抽出物 ( 別名グルコマンナン ) は、いわゆる「一般飲食物添加物リスト」に記載された。添加物リストに記載された理由は何か。(消費者庁)

あわせて、コンニャクイモ抽出物を含む一般飲食物添加物の規格基準の現状と課題について説明していただきたい。(厚生労働省)

( 2 ) 一般飲食物添加物は、もともと食品として飲食されているものを添加物として使用しており、直ちに法的規制の対象となるものではないものの、一般飲食物添加物の中には法的規制を定められているものとして、成分規格が定められている例がある。今後、コンニャクイモ抽出物等ゲル化剤の使用基準の策定等を通じて、ミニカップゼリーにコンニャクイモ抽出物等を使用することを法的に制限する検討を行うべきではないか。(厚生労働省)

6 第 29 回消費者委員会において、厚生労働省から、物性・形状や衛生概念に関するコーデックス基準について調査したいとの旨の発言があったが、その調査状況はどのようになっているのか。(厚生労働省)